平成２５年（フ）第１６号
新潟市中央区女池２丁目２番26号　梅林荘５号室、住民票上の住所新潟市東区空港西２丁目15番16号
破産者　阿部　時江
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８３号
愛知県豊橋市柱五番町37番地⑵
破産者　加藤　勝義
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第８５３１号
大阪市平野区喜連４丁目８番71―204号　ユニハイム平野南Ａ棟
破産者　金井　正治
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２５４号
大阪府四條畷市南野２丁目７番21号
破産者　大畑　満徳
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５９９号
兵庫県宝塚市売布東の町11番10―213号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市ふじガ丘７番９号
破産者　小林　　誠
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７８６号
奈良県生駒郡三郷町勢野東１丁目６番29号
破産者　佐伯　時彦
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９５８号
大阪府豊中市新千里東町２―７　Ｃ28―902号、住民票上の住所大阪市東成区東今里１丁目５番３―806号
破産者　木屋　雅博
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０７号
東京都あきる野市草花861―１　フラワーヒル１番館101号室、破産手続開始時の住所岡山県真庭市蒜山上長田262番地
破産者　美甘　知彦
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１８８号
広島県廿日市市阿品台西３番28―402号
破産者　北　みどり（旧姓山田）
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５７号
広島市南区東雲３丁目14番14号
破産者　長澤　　治
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８号
秋田県にかほ市中三地字新立居地20番地
破産者　飯尾　崇行
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１１７４号
横浜市南区六ツ川３丁目64番地１　レオパレスパークヒルズ204
破産者　大井　憲幸
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８号
岐阜県高山市江名子町4617番地、開始決定時の住所岐阜県高山市江名子町3850番地２
破産者　山下　和彦
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第７１５号
静岡県焼津市塩津107番地の２　塩津田住宅Ｆ棟、旧住所静岡県焼津市東小川７丁目９番地の18
破産者　増田　明雄
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９９号
静岡県焼津市塩津107番地の２　塩津田住宅Ｆ棟、旧住所静岡県焼津市東小川７丁目９番地の18
破産者　増田　朝子
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３号
兵庫県明石市松が丘２―５　明石舞子団地第Ｂ22号棟301号室、開始決定時の住所兵庫県明石市東山町3773番地の69
破産者　ファミリーラベリングこと　臼井　正
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
神戸市西区竹の台３丁目13番地の１
破産者　野村　雄大
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係